

# 環境厚生常任委員会

日 時 平成 2 8 年 6 月 2 0 日 ( 月 ) 午前 1 0 時 0 0 分 ~  
場 所 第 3 委員会室

---

## 1 開 議

## 2 事務局日程説明

## 3 議案審査

( 1 ) 第 6 号議案 亀岡市立病院経営審議会条例の制定について

【市立病院】

( 2 ) 報告第 1 号 平成 2 7 年度亀岡市国民健康保険事業特別会計補正予算 ( 第 5 号 )

【環境市民部】

( 3 ) 第 1 号議案 平成 2 8 年度亀岡市一般会計補正予算 ( 第 1 号 )

( 4 ) 第 5 号議案 亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例の制定について

【健康福祉部】

## 4 討 論 ~ 採 決

## 5 その他

議会だよりの掲載事項について

行政視察のまとめについて

議会報告会の意見対応について ( 5 月 2 8 日開催分 )

次回の月例開催について

## 議会報告会で頂いた意見・要望等と回答について

	意見・要望などの概要	当日回答内容	所管	対応		
				参考	報告	回調査
1	アユモドキは天然記念物であり、現状変更等には文化庁長官の許可が必要である。執行機関は軽微な変更であるため不要であると回答していたようだが、議会としてそのことをチェックしたのか。		総務文教 環境厚生 産業建設			
2	この度、環境保全専門家会議が急いで開かれたのは、京都市への文化庁移転等により、京都府はアユモドキ保全に極めて厳しい姿勢となったからだと予想できる。亀岡市の遊水池、霞堤が埋められないのは、下流の京都市のためであり、今回についても、京都市への文化庁移転の見返りであると思うが、どのように対処するのか。		環境厚生 産業建設			
3	市長の予算編成の苦労、努力はよくわかるが、絶対欠かせない義務的経費は当初予算に計上すべきである。老人福祉費の計上額は平成27年度補正後の88%に過ぎず、障害者自立支援扶助費は93%、生活保護費は95%である。それだけ減少する理由はあるのか。必要額を計上すべきであり、毎年度補正するようでは、当初予算では適正額が計上されていないと言わざるを得ない。補正予算の財源、財政調整基金取り崩しの根拠は。	当初予算の中でしっかり把握して、修正は基本的にはしないという原則である。しかし、例えば医療費において、インフルエンザのワクチンをA型が流行ると予測して予算を組んだが結果的にはB型が流行るなど当初では捕捉できない部分も出てくる。議会として説明責任を果たせるように取り組んでいきたい。	総務文教 環境厚生			
4	丸山にて充実した火葬場を、とのことであるがどこの丸山か。	余部町である。	環境厚生			

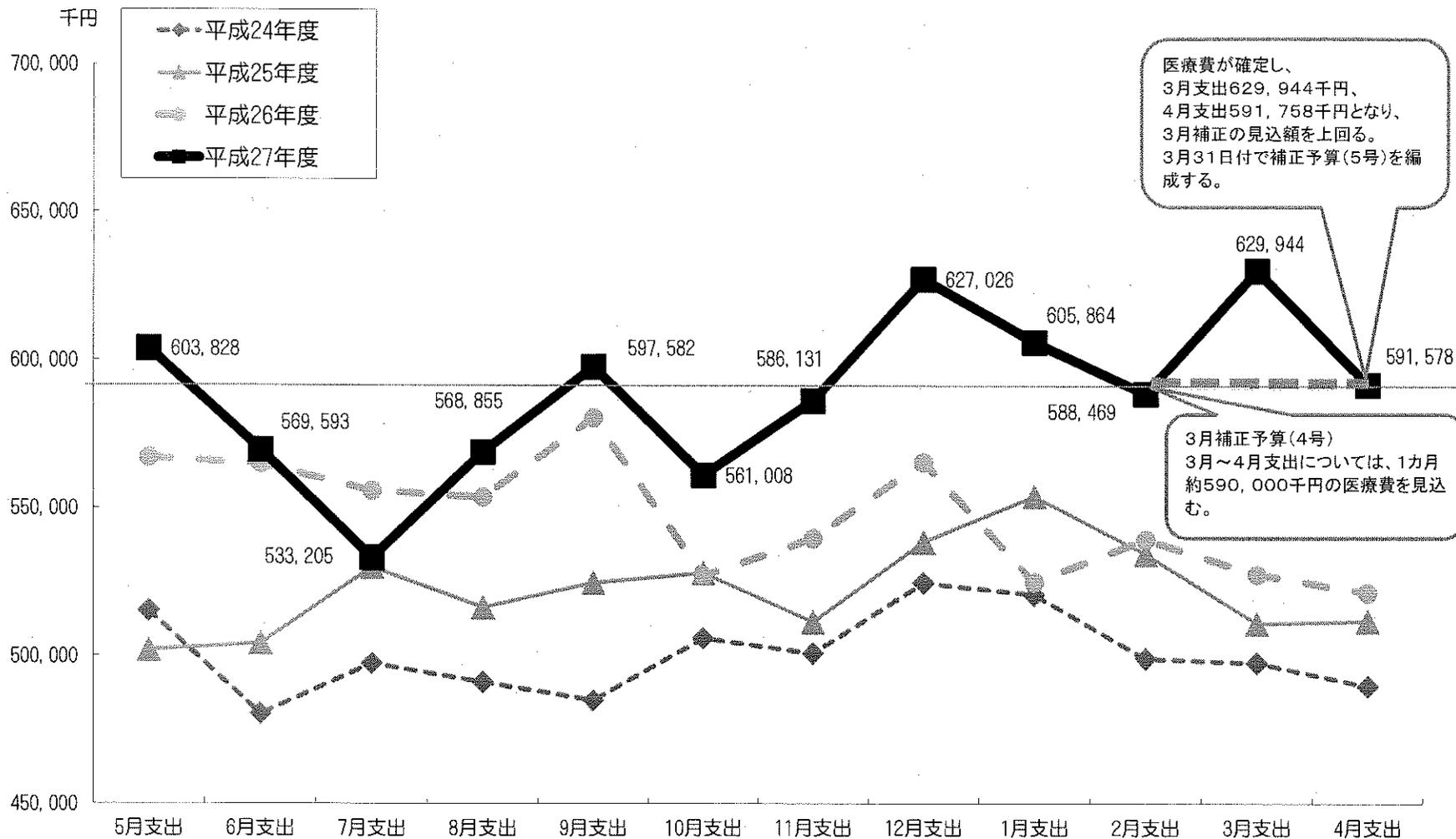
平成28年6月議会

国民健康保険事業特別会計  
環境厚生常任委員会資料

**【環境市民部】**

資料

# 医療費（保険者負担額）の推移（平成24～27年度）



\*上記グラフにある5月支出の医療費とは、療養給付費は前々月診療分、療養費及び高額療養費は前月分の支給決定分を合計した数値です。（以降の月同じ）

1 内容

子育て世代包括支援センター（利用者支援事業母子保健型）事業

2 根拠法令

子ども・子育て支援法 第59条1項

3 実施理由

核家族化や地域の交流の希薄化などに伴い、妊産婦やその家族を支える力が弱くなってきている。産後に、育児負担や社会からの孤立感を感じる保護者が増えている。

これらの状況をふまえ、専門的な視点を置きながらも、地域の資源や情報、ネットワークなどを活かし、生活に密着した当事者目線での支援を行うことにより、妊娠・出産・子育ての不安を解消し、地域で子育てを包括的に支援することを目的に開設する。

4 実施カ所数

1カ所

5 実施方法

公募により業者を選定し委託（プロポーザルによる）

6 業務（委託）について

1 内容

妊娠期から子育て期までの継続した相談支援  
地域における妊産婦等の支援の体制整備  
子育て支援を提供している機関との連携及びネットワークの構築  
その他、子育て世代に関する総合的相談支援

2 職員体制

保健師、助産師、看護師及びソーシャルワーカー（社会福祉士）のいずれかを1名以上配置

3 委託期間

平成28年10月 日～29年3月31日

4 実施場所

事業内容が効果的に実施でき、市民が利用しやすい場所とする。

5 事業実施日時

月曜日から金曜日 週5日

（但し、祝・休日、年末年始（12月29日～1月3日）は除く）

午前9時～4時

7 相談の流れ

妊婦については、市が、母子健康手帳の交付時などを通じ、子育て世代包括支援センターの情報提供を行う。

その他、医療機関や関係機関との連携や広報啓発活動により把握した対象者について相談等対応する。

8 必要経費 委託料 8, 281千円

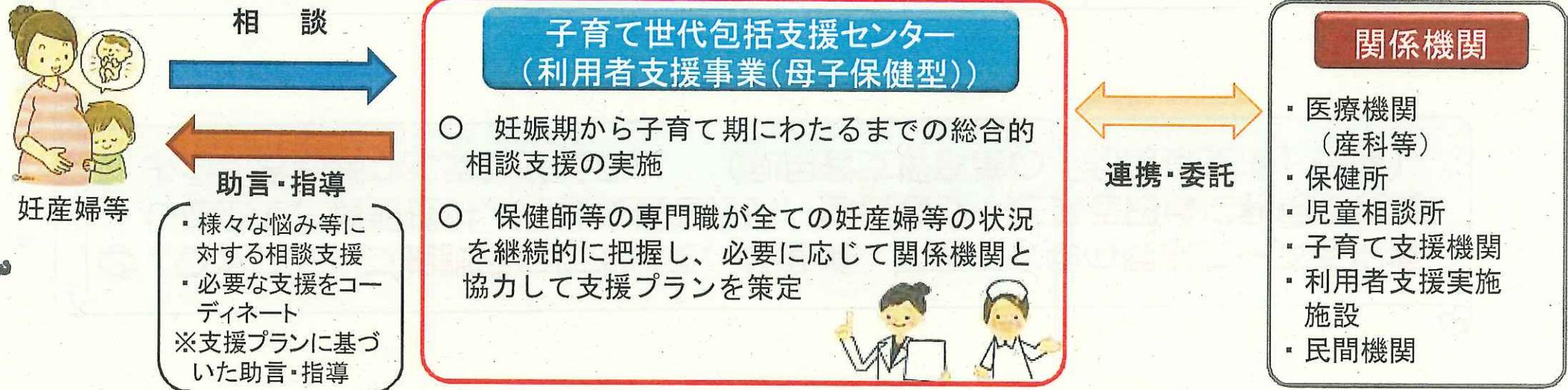
9 交付金等

子ども子育て支援交付金要綱により、利用者支援事業の実施に必要な経費のうち国1/3、府1/3の負担を見込んでいます。  
(委託料分)

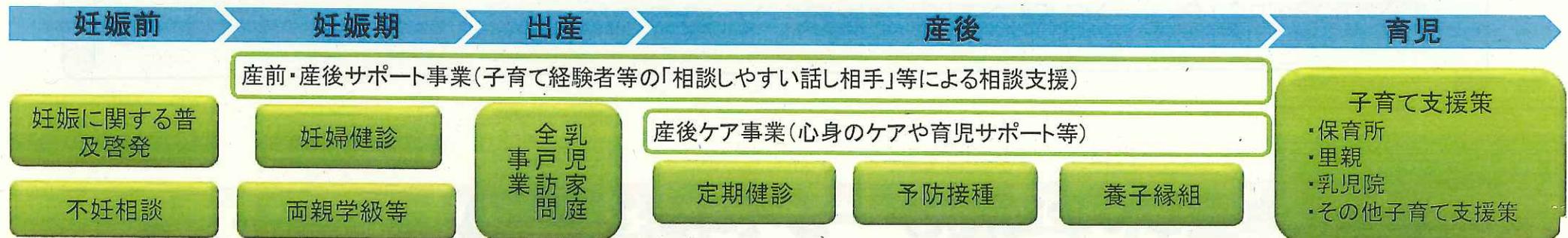
# 利用者支援事業(母子保健型)について

- 母子保健に関する相談にも対応するため、**利用者支援事業に「母子保健型」を新設し、**妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供する**ワンストップ拠点(子育て世代包括支援センター)を整備**する。
- 利用者支援事業の(母子保健型)については、**保健師等の専門職が全ての妊産婦等の状況を継続的に把握し、必要に応じて関係機関と協力して支援プランを策定**することにより、妊産婦等に対しきめ細かい支援を実施する。

※ 平成26年度は、「妊娠・出産包括支援モデル事業」として実施。平成27年度からの本格実施にあたり、利用者支援事業に移行。



**【妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援の実施】**



# 1. 「子育て世代包括支援センター」の満たすべき基本3要件

① 妊娠期から子育て期にわたるまで、地域の特性に応じ、「専門的な知見」と「当事者目線」の両方の視点を活かし、必要な情報を共有して、切れ目なく支援すること

② ワンストップ相談窓口において、妊産婦、子育て家庭の個別ニーズを把握した上で、情報提供、相談支援を行い、必要なサービスを円滑に利用できるよう、きめ細かく支援すること（利用者支援事業の「利用者支援」機能）

③ 地域の様々な関係機関とのネットワークを構築し、必要に応じ社会資源の開発等を行うこと（利用者支援事業の「地域連携」機能）

# 地域型保育事業の概要

新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、以下の保育を市町村による認可事業(地域型保育事業)として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとしています。

## ■4つの事業類型

- 利用者は、次の4つの類型の中から事業を選択することができます。
- 都市部では、認定こども園等を連携施設として、小規模保育等を増やすことによって待機児童の解消を図り、人口減少地域では、隣接自治体の認定こども園等と連携しながら、小規模保育等の拠点によって地域の子育て支援機能を維持・確保することを目指します。

### 小規模 保育事業



事業主体 市町村、民間事業者等

保育実施場所等 保育者の居宅、その他の場所、施設

認可定員 6~19人

### 家庭的 保育事業

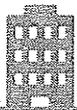


事業主体 市町村、民間事業者等

保育実施場所等 保育者の居宅、その他の場所、施設

認可定員 1~5人

### 事業所内 保育事業



事業主体 事業主等

保育実施場所等 事業所の従業員の子ども+  
地域の保育を必要とする子ども(地域枠)

### 居宅訪問型 保育事業



事業主体 市町村、民間事業者等

保育実施場所等 保育を必要とする子どもの居宅

# 地域型保育事業の認可基準

地域型保育給付を受けるための認可基準を紹介します。

なお、「小規模保育事業」については、多様な事業からの移行を想定し、3種類の認可基準を設定しています。

**A型**: 保育所分園、ミニ保育所に近い類型 **B型**: 中間型 **C型**: 家庭的保育(グループ型小規模保育)に近い類型

\* 特にB型については、様々な事業形態からの移行が円滑に行われるよう、保育士の割合を1/2以上としています。同時に小規模な事業であることに鑑み、保育所と同数の職員配置とせず、1名の追加配置を求めて質の確保を図ります。

\* また、保育士の配置比率の向上に伴い、きめ細かな公定価格の設定を検討することで、B型で開始した事業所が段階的にA型に移行するよう促し、更に質を高めていくこととしています。

事業類型	職員数	職員資格	保育室等	給食
小規模 保育事業 	A型 保育所の配置基準+ 1名	保育士*1	0・1歳児: 1人当たり3.3㎡ 2歳児: 1人当たり1.98㎡	●自園調理 (連携施設等からの搬入可) ●調理設備 ●調理員*3
	B型 保育所の配置基準+ 1名	1/2以上が保育士*1 ※保育士以外には研修を実施します。		
	C型 0~2歳児 3:1 (補助者を置く場合、5:2)	家庭的保育者*2	0~2歳児: 1人当たり3.3㎡	
家庭的 保育事業 	0~2歳児 3:1 (家庭的保育補助者を置く場合、5:2)	家庭的保育者*2 (+家庭的保育補助者)	0~2歳児: 1人当たり3.3㎡	
事業所内 保育事業 	定員20名以上…保育所の基準と同様 定員19名以下…小規模保育事業A型、B型の基準と同様			
居宅訪問型 保育事業 	0~2歳児 1:1	必要な研修を修了し、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者	—	—

・小規模保育事業については、小規模かつ0~2歳児までの事業であることから、保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を求めています。

・連携施設や保育従事者の確保等が困難な離島・へき地に関しては、連携施設等について、特例措置を設けています。

・給食、連携施設の確保に関しては、移行に当たっての経過措置を設けています。

## 〈参考〉

保育所	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1	保育士*1	0・1歳児 乳児室:1人当たり1.65㎡ ほふく室:1人当たり3.3㎡ 2歳児以上 保育室等:1人当たり1.98㎡	●自園調理 ※公立は外部搬入可(特区) ●調理室 ●調理員
-----	----------------------	-------	---	--

\*1 保健師、看護師又は准看護師の特例を設けています(平成27年4月1日からは准看護師も対象)。

\*2 市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者とします。

\*3 家庭的保育事業の調理員については、3名以下の場合、家庭的保育補助者を置き、調理を担当することも認めます。